

[事案 28-346] 高度障害保険金支払請求

・平成 29 年 7 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

約款で定める高度障害状態に該当するとして、高度障害保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成15年11月に契約した定期保険について、以下の理由により、高度障害保険金を支払ってほしい。

- (1) 保険会社は、高度障害状態の認定に関し、一部の介護士からの聞き取りで判断しており、正確な状況を把握できなかったのではないかとこの疑問がある。
- (2) 他社の保険契約においては高度障害保険金が支払われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 医師による障害診断書や確認会社による確認報告書によると、被保険者が「常に介護を要する」状態にあったとは認められない。介護士との面談だけでなく、医師との面談においても、被保険者の状況をきめ細やかに聞いた上で高度障害状態の該当可否を客観的に判断している。
- (2) 他の保険会社の判断は、本契約に関する高度障害保険金の支払可否の決定に影響しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人は事情聴取を希望しなかったため、実施しなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、医師作成の障害診断書によれば、被保険者の状態は約款において定める高度障害状態（「常に介護を要する」状態）であったと認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。